毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第七百四号
令和八年十一月十九日
木曜日

目次

告示
○指定納付受託者の指定
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託

公告
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出（三件）
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出（二件）
○大規模小売店舗の所在地等の変更の届出
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

告示

山梨県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　指定納付受託者の名称及び事務所の所在地　株式会社ボーダレス・ジャパン　福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号ソーシャルベンチャーＰＡＲＫ福岡

二　指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等　寄附金歳入（ふるさと納税）

三　指定納付受託者を指定した日　令和八年十月一日

四　指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類　次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

㈠　ＶＩＳＡ

㈡　ＭａｓｔｅｒＣａｒｄ

㈢　ＪＣＢ

㈣　ＡＭＥＲＩＣＡＮ　ＥＸＰＲＥＳＳ

㈤　Ｄｉｎｅｒｓ　Ｃｌｕｂ

五　指定納付受託者の指定の期間　令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第二百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地　株式会社ボーダレス・ジャパン
福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号ソーシャルベンチャーＰＡＲＫ福岡

二　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等　寄附金歳入（ふるさと納税）

三　指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日　令和八年十月一日

四　指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間　令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで

五　指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法　銀行振込

公　告

◎　大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　第一リース株式会社　代表取締役　向島亨　東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　ＤＩＳ上今井複合施設　山梨県甲府市上今井町七百六十九番　外

2　変更した事項　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役　向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役　向島亨 東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

3　変更の年月日　令和八年二月二十四日

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　第一リース株式会社　代表取締役　向島亨　東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　アクロスプラザ須玉　山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一　外

2　変更した事項　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役　向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役　向島亨 東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

3　変更の年月日　令和八年二月二十四日

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　第一リース株式会社　代表取締役　向島亨　東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　南アルプス市徳永複合施設　山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五　外

2　変更した事項　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役　向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	第一リース株式会社 代表取締役　向島亨 東京都港区虎ノ門二丁目二番三号

3　変更の年月日　令和八年二月二十四日

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　織田寛明　東京都千代田区麹町五丁目一番地一　外一者

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　アクロスプラザ山梨　山梨県山梨市下石森字宮ノ前七番一

2　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イトウ・アット・ホーム 代表取締役　伊藤通敏 山梨県甲斐市西八幡二千六百一番地一 外七者	株式会社イトウ・アット・ホーム 代表取締役　伊藤通敏 山梨県甲斐市西八幡二千六百一番地一 外七者

3　変更の年月日　令和七年十月一日　外

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　織田寛明　東京都千代田区麹町五丁目一番地一

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　ライフガーデンにらさき　山梨県韮崎市若宮二丁目千百二十五番一　外

2　変更した事項　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ＤＣＭ株式会社 代表取締役　石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号　外十二者	ＤＣＭ株式会社 代表取締役　神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号　外十二者

3　変更の年月日　令和七年九月十八日　外

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　大規模小売店舗の所在地等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　オリックス株式会社　代表執行役　髙橋英丈　東京都港区浜松町二丁目四番一号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　アクロスプラザ国母　山梨県甲府市大里町五千十番　外

2　変更した事項

㈠　大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県甲府市大里町三百五十一―一番地　外	山梨県甲府市大里町五千十番　外

㈡　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
オリックス株式会社 代表執行役　井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号	オリックス株式会社 代表執行役　髙橋英丈 東京都港区浜松町二丁目四番一号

3　変更の年月日　平成十七年十二月六日　外

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　株式会社アルペン　代表取締役　水野敦之　愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号　外二者

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地　洋服の青山甲府店・スポーツデポ甲府店　山梨県甲府市上阿原町三百八十七番地　外

2　変更した事項

㈠　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
青山商事株式会社 代表取締役　青山理 広島県福山市王子町一丁目三番五号 外二者	青山商事株式会社 代表取締役　遠藤泰三 広島県福山市王子町一丁目三番五号 外二者

㈡　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アルペン 代表取締役　水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号　外二者	株式会社アルペン 代表取締役　水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号　外二者

3　変更の年月日　令和七年六月二十六日　外

三　届出年月日　令和八年十月八日

四　縦覧場所　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階　山梨県県民情報センター

五　縦覧期間　この公告の日から令和九年三月十九日まで

◎　土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（柿平地区　防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年十一月十九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　縦覧書類　変更後の県営土地改良事業計画の写し

二　縦覧期間　この公告の日から令和八年十二月十八日まで

三　縦覧場所　北杜市役所

四　審査請求期間　この公告の日から令和九年一月四日まで